

資料－４

守山市耐震改修促進計画の概要

「市民の生命と財産を守る」という市に課せられた最も重要な使命を果たすため、耐震診断および耐震改修を計画的に促進し、地震に強い安全な地域社会を、市民のみなさんと一体となって築いていきます。

●計画の基本方針

- ◆「地震は必ず起こる」「自らの命や財産は自ら守る」ことを市民に理解していただき、自助・公助・共助のバランスに配慮しつつ、住宅・建築物の耐震化を進めていきます。
- ◆市および県等関係機関はそれぞれ役割分担して、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備、負担軽減のための制度の推進など必要な施策を引き続き行っていきます。

国の基本方針



多数の者が利用する建築物の耐震化率
「平成 32 年度までに 95%」

●住宅・建築物の耐震化

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日発生）

多くの木造住宅が被害

主な被害

死者 6,434 人
全壊家屋 104,906 棟

死亡の原因

建築物倒壊によるもの 88%
焼死等によるもの 10%
その他 2%

木造住宅耐震改修の促進

- ◆ 建築物の倒壊等による圧死を防ぐ
- ◆ 消火・救援活動の妨げを防ぐ

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）

緊急輸送道路の閉塞、防災拠点施設が被災

広域一時滞の必要性が顕在化
南海トラフ巨大地震の想定の見直し

建築物の耐震改修

- ◆ 耐震改修促進法改正（平成 25 年 11 月施行）
- ◆ 旧特定建築物を細分化、一部診断義務化

滋賀県の想定地震



耐震化の目標設定

●滋賀県の耐震化の目標

【住宅】

現状	平成 37 年度
約 83%	約 95%
総数 524,700 戸	総数 522,400 戸
耐震性不十分 91,000 戸	耐震性不十分 26,100 戸

【多数の者が利用する建築物】

現状	平成 37 年度
約 90%	約 96.5%
総数 約 6,100 棟	総数 6,800 棟
耐震性不十分 約 600 棟	耐震性不十分 240 棟

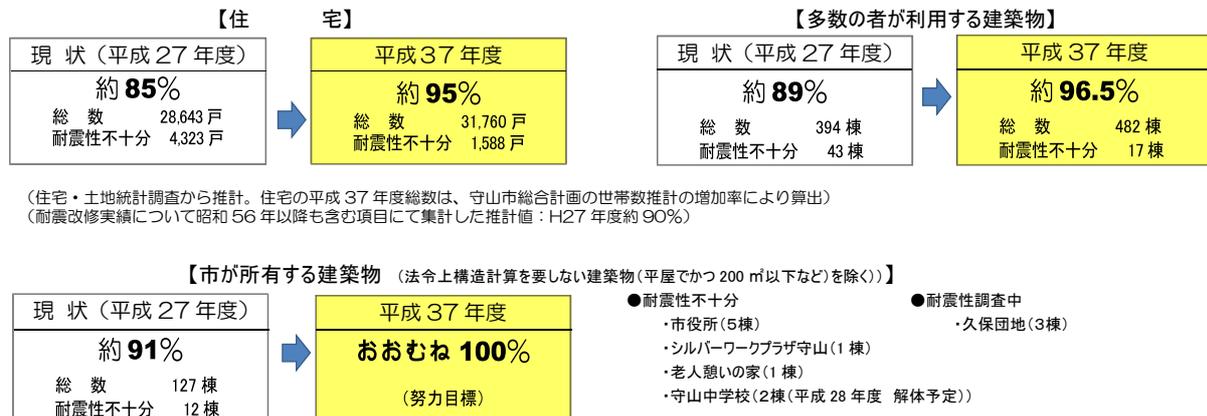
【県が所有する防災上特に重要な建築物】※1

現状	平成 37 年度
約 82%	98.9%
総数 1,013 棟	
耐震性不十分 181 棟	

※耐震性不十分とは、昭和 56 年 6 月以前に着手された建築物で、耐震性が低いもの。

※1 滋賀県地震防災プログラムによる。なお、「防災上特に重要な建築物」とは、医療機関、社会福祉施設、学校関係施設、防災拠点施設等を指します。

守山市の耐震化の目標（案）



耐震化を進める上での基本的な取り組み方針

<p>●重点的に耐震化すべき建築物</p> <p>①生活の基盤となる建築物（住宅等） ②災害時に重要な機能を果たす建築物（庁舎、病院等） ③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等） ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 ⑤被災時に周辺に被害を及ぼすおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）</p>	<p>●耐震改修促進法の改正に伴う取組</p> <p>①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進 ②避難路沿道建築物の耐震化に対する取組の強化 ③防災拠点建築物の耐震化に対する取組の強化</p>
---	---

耐震化を進める具体的な施策の展開

